

● 当行の対象役職員の報酬等に関する組織体系の整備状況に関する事項

- (1) 対象役職員の範囲
- 開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。
- なお、当行の対象役員以外の役員および従業員で、対象従業員等に該当する者はありません。
- ① 「対象役員」の範囲
- 「対象役員」は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役であります。なお、社外役員を除いております。
- (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲
- 当行に、「主要な連結子法人等」はありません。
- (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲
- 「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。
- なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。
- (ウ) 「当行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲
- 該当ありません。
- (2) 対象役職員の報酬等の決定について
- ① 対象役員の報酬等の決定について
- 当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の個人別の分配については、取締役会に一任されております。また、監査等委員である取締役の報酬の個人別の分配については、監査等委員である取締役の協議に一任されております。

● 当行の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

- (1) 報酬等に関する方針について
- ① 「対象役員」の報酬等に関する方針
- 当行は、「対象役員」の報酬等に関する方針を定めておりません。
- 役員の報酬等は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、取締役会で決定しております。
- なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

● 当行の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

- 対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。
- (1) 対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について
- 当行は対象役職員の報酬等の額のうち業績連動部分の占める割合は小さく、また、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。

● 当行の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

区 分	人 数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬 の総額		変動報酬額 の総額				退職慰労金
			基本報酬	その他	基本報酬	賞与	その他		
対象役員 (社外役員を除く)	6	95	95	73	21	—	—	—	—

(注) 株式報酬型ストックオプションの該当はありません。

● 当行の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。